国家税制と宗教税制の拮抗併存

2016年Kluwar出版社発行　[*Comparative Tax Law*, *2nd edition*](https://www.amazon.co.jp/Comparative-Tax-Law-Victor-Thuronyi/dp/9041167196/ref%3Dsr_1_1?keywords=9789041167200&qid=1644304860&sr=8-1)

 4.9 Religion and Religious Law　原英文は[ここ](https://books.google.co.jp/books?id=DoyWDwAAQBAJ&pg=PT87&lpg=PT87&dq=%22economic+substance%22+%2B%22church+and+state%22&source=bl&ots=8qzHifdSPG&sig=ACfU3U1EHkhAK2-JdcGiiGd3EDTcaV8Qeg&hl=ja&sa=X&ved=2ahUKEwi5ytv3_-71AhWNPJQKHVrEDV4Q6AF6BAgWEAM#v=onepage&q=%22economic%20substance%22%20%2B%22church%20and%20state%22&f=false)。

半訳 rev.9　by　齋藤旬

the separation of church and state　―　訳補：政教分離という和訳は不適切。[「両権社会」](https://llc-research.jp/blog/shiryou_graph/religion-state-relations/)と訳すべき。　―　は、多くの国（countries）において憲法上の原則である。この原則は国家（state）が宗教を助成することを禁止している。勿論米国にもこれは当てはまる。しかし米国では、tax exemption of church property（教会資産への税免除）は、憲法で禁止された助成とはされていないし321、また、churchesへの献金は、該献金者にとっての課税所得控除（tax-deductible）になるとされている。この様なtax-exemptible and tax-deductibleの扱いは、米国以外の多くの国々（countries）でも同様となっている。また、（訳補：本来は憲法違反だが）幾つかの国々（countries）では、churchesは国家から補助金を受けている322。

ドイツは、国策宗教（establishment of religion）を憲法で禁止しているが、教会が徴税する教会税（the church tax）制度はひき続き有効であり憲法で認められたものとなっている323。ドイツの教会税は、各*Land*（教区）が採用したframework legislation（枠組みによる法律制定）によって設立される当局（authority）と、教会税の詳細と税率を定めるためにeach church（教区の各教会）が発行した税務規則（regulations）とによって徴税される324。この様な当局としてeach church（教区の各教会）が教会税徴税の任に当たるが、教会税の法律的根拠（legal basis）そのものは、state and church law（国家の法律と教会の法律）の混合物として独特（*sui generis*）に生み出される325。教会税の税務規則はchurch bodies（教区の教会体）ごとに採択されるが、採択行為を行うメンバーは選挙で多数派が決定される326。また、この様に採択された教会税の税務規則は、教区当局（*Land* authority）の承認を経て有効となる327。この様にpublic lawによってlegal persons（法律的ペルソナ、訳補：「法人」という和訳は不適切）として認められたchurches（教区教会）は全て、教会税を徴税する権利（the right to levy tax）を有する。しかし、この権利を行使しないchurchesもある328。なお、religious freedom 　―　宗教はfreedom（国家権威に左右されない自由）を有するという考え方と、non-establishment of religion　―　国策宗教を禁止する考え方との二原則により、a religionではないa groupが税を徴収することが原則的に可能となってしまう。しかし当該groupがpublic lawによってa legal entity（法律によって定められた事業体）となっている場合は、この様な徴税行為はほとんど起きようがない329。（訳補：この様な偽装宗教税問題を、米国を対象にして研究したテキストとして、2018年発行Cambridge UPの[*God and the IRS: Accommodating Religious Practice in United States Tax Law*](https://www.amazon.co.jp/God-IRS-Accommodating-Religious-Practice/dp/1107176301/ref%3Dsr_1_1?__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&crid=8ISL9FGKN1LR&keywords=God+and+the+IRS%3A+Accommodating+Religious+Practice+in+United+States+Tax+Law&qid=1644374032&s=english-books&sprefix=god+and+the+irs+accommodating+religious+practice+in+united+states+tax+law%2Cenglish-books%2C167&sr=1-1)がある）。教会税を集めるchurchesは合意のもとに、国家の税務当局に教会税徴収を任せるのが一般的である。集められた教会税は、認められた配分率に従って各churchに配分されるが、独力で教会税を徴収するchurchも少数ながら存在する330。どの*Land*においても、その教会税率は一つの値になる傾向がある。ただしchurchが単独で教会税を管理運営するならばこの限りではない331。 教会税はそのchurchメンバーにのみ課税される332。教会税は通常、個人所得税に一定率を掛算する形をとり、賃金から源泉徴収されることで徴税が完了すると考えられている333。なお教会税は、他の課税ベース、例えば土地建物や総資産に課税することも考えられる334。

スイスの教会税は、ドイツと同様に所得を課税ベースにしているが、一つ大きな違いは、legal persons（法律的ペルソナ）にも課税できるとしている点である335。アイスランドでは教会税はcapitation（人頭税）の形をとっている336。スウェーデンにも教会税があるが、nonchurch-members（訳補：洗礼は受けているが教会には属していない者）にも低率の税を課している337。イタリア、スペイン、ハンガリー、そしてスロヴァキアの個人達は、個人所得税の一部を、別の社会目的を追い求めるthe State(大文字で始まる社会状態)、即ち、the churchesに向けて割り振ることが可能となっている338。

この様にthe churchesに向けて献金・奉仕を行う義務（the obligation to contribute to the churches）、あるいは、施しを与える義務は、何らかの明確な形をとらない一般的倫理義務の一つだと多くの宗教は考えている339。他方、イスラム教では例外的に明確な宗教税がある。制度喜捨であるzakat　―　訳補：ムスリムは一般的に、1年以上持つ資産から毎年その2.5％程度を宗教税として、国家当局でなく宗教当局に納める　―　はイスラム教にとって主柱の一つと考えられている。一般的に、zakatable wealthの2.5%が、制度喜捨zakatとされる340。この2.5%という明確な数字は時として問題を生む。例えば家畜の群れに課税する場合；イスラム法学の一学派であるハナフィーの法学者は、独創的レート別表を工夫してこの様な問題に対処している。（たとえば、5から9頭のラクダへの税は、中くらいのサイズの山羊一頭341）。zakatには脱税防止ルールもある。12ヶ月以上所持していた財産はzakatableであるという規定は、「この規定を回避することを目的にして行われた取引」には適用されない342、というのがそういった脱税防止ルールである。Sharia（イスラム宗教法）を採用する法制地域においては、zakatはthe law（国家が定める法律）の一部である。幾つかの国（countries）においてzakatは、国家当局（state authorities）によって徴収される343。しかしながらイスラム教徒（Muslims）のみがzakat納税義務を負う。また、国家がzakatを徴税する場合、典型的には、納税義務の半分（即ち1.25%）を徴収し、残りは個人の良心に委（ゆだ）ねる344。zakatと一般的な所得税との関係は様々である。パキスタンでは、zakatは課税所得額から控除される345。サウジアラビアでは、zakat納税義務を負う者は所得税を課税されない。この原則はcorporationsにも拡大適用される。即ち、サウジアラビアにおいては、a corporation’s incomeのうち、zakat納税義務者で該corporation持分を持つ者の持分の合計で按分した額には、corporation income taxを課税しない。

このようにイスラム教には制度喜捨であるzakatがある。またこれとは別に税制上のissues（土地や財産からの収益）を他にも概念化している。イスラム宗教法はusury（貸付金の金利、または、貸付物件の賃借料）を禁止しているので、幾つかのイスラム国では、income tax lawにおいてinterest income(利息所得、賃貸料所得)という表現を使わない。その代わりに、profits received with respect to loans（貸借に関して受けとる利益）と表現する。この様な、イスラムの銀行あるいは金融機関との取引を行う際の問題はイスラム圏内に限ったことではない。イスラムとの取引は世界中どこでも行われるからだ。例えば米国のような国（countries）では、柔軟に”economic substance”を再定義（recharacterize）し、この様な（訳補：宗教的価値を含む）取引を上手く取り扱っている。その一方で、a form-based taxation（形式重視の税制）を採用している国々（countries）では、この様な取引に自国の私法形式を当てはめて課税しようとする。この様な税待遇は、取引が実際に持つeconomic realityを反映せず、多くの場合、interest（益、関心事）に即した扱いとは異なってしまう346。英国2005年金融法は”alternative finance arrangement”条項を備え、利益のやり取りを伴わないで生産物を扱うことを希望する顧客に向け、新な金融商品を開発出来るようになった347。同様に仏税務当局は2008年12月18日、the *Mundaha* (cost-plus financing)と*Sakuk* (*Sharia*-compliant bonds)の二種類の*Sharia*-compliant取引に、仏税制を適用するためのガイドラインを発行した。ルクセンブルグ税務当局は2010年にa circular letterを発行し、様々なイスラム金融資金調達をa substance-over-form approachのもとに税務対応する方法を明らかにした348。香港は、Sukuk債券発行を柔軟に扱うことを意図して、”alternative bond schemes”に関連する制度条項を法制化した349。香港の税制は比較的にform-basedであるためこれらのルール作りが必要だった。しかしこのnew schemeでもイスラム金融取引の全てに対応できるわけではない。

多くの税システムにおいてchurches（キリスト教教会）は、一般的charitiesに準じると考えられ国家による課税を免除されている。更に幾つかの国（countries）では、国家の考えと教会の考えの齟齬によるもつれ(entanglement between church and state)を防ぐために、特別な税制ルールを設けている。この様な税制ルールは総じて、churches側に好待遇を与えることが多い。しかしながらa churchを偽装したものもあり、一般的charitiesと同様に行政判断を困難にし、多くの訴訟事件を起こしている。





